

回 答 書

競争加入者各位

契約担当役
独立行政法人日本スポーツ振興センター
理 事 長 芦 立 訓

調達件名：戸田艇庫 合宿室二段ベッドの購入

標記調達件名の質問書について、以下のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
1	仕様書に記載された必須要件を満たす同等品として、以下の製品をもって応札することを承認されたい。・メーカー名：株式会社ナイキ・製品名／品番：2段ベッド／TB-1159 ※カタログの該当ページを添付いたします。万が一認めない場合は、仕様書のどの記載に違反しているのか、客観的な理由を回答されたい。	当該ベッドはマット内寸が既存マットレス（縦 200cm、横 95cm）より小さい構成であるため、不可となります。
2	No. 1 の同等品申請（株式会社ナイキ製「TB-1159」）につきまして、仕様に関する補足をさせていただきます。添付いたしましたカタログ上では「片側ベッドガード」が標準仕様となっておりますが、本案件におきましては、反対側用のオプションガード（49台×上下2個＝計98個）を追加し、仕様書で求められている「上段・下段ともに両側にベッドガードが付くこと」という要件を完全に満たした状態にて納入いたします。上記仕様にて、引き続き同等品としての承認をよろしくお願いいたします。	両側のベッドガードについては、仕様を満たすために反対側用のオプションガードを追加していただければ問題ございません。見積もり金額にはオプションガードの追加費用も含めてください。ただし、No. 1 で回答のとおり、当該製品はマット内寸が合わないため不可となります。
3	仕様書内に「グリーン購入法適合品」等の環境配慮に関する指定の記載が見当たりませんが、本案件で納入する二段ベッドは同法の適合品である必要がありますでしょうか。	本仕様の二段ベッドはスチール製（金属製）であるため、グリーン購入法における「ベッドフレーム」の判断基準の対象外です。よって、同法への適合を納入条件とはいたしません。
4	仕様書には「既存のマットレス（縦200cm×横95cm）が継続使用できる寸法であること」との記載がございます。本案件の調達範囲は「二段ベッド本体のみ」であり、新規のマットレスの納入は不要（見積もりに含めない）という認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおり、新規のマットレスの納入は不要（見積もりに含めない）です。

No.	質問事項	回答
5	<p>既存スチール二段ベッド49台の解体・処分を行う際、現在使用されている「既存のマットレス」も我々受注者の責任で処分（廃棄）する必要があるのでしょうか。それとも、既存マットレスは施設側で保管・継続使用されるため、処分対象は「ベッド本体のみ」という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>既存マットレスを継続して使用するため、処分対象は「ベッド本体のみ」です。</p>
6	<p>仕様書「4 調達物品」に記載された必須要件を満たす同等品の候補として、以下の製品をもって応札することを承認されたい。 ・メーカー名：株式会社弘益（KOEKI） ・製品名／品番：2段ベッド／EBD-B2(SV)（本体49台） ※仕様書で求められている「上下段ともに、左右にベッドガードがあるもの」という要件を完全に満たすため、上記ベッド本体（標準サイドレール2個付属）に対し、反対側用の『オプションサイドレール（品番：EBD-B2-OS(SV)）』を49台×上下2個＝計98個追加し、両側ガード仕様として納入する。 ※製品カタログ（UTILITY OFFICE 2026）の該当ページを添付いたします。万が一認めない場合は、仕様書のどの記載に違反しているのか、客観的な理由を回答されたい。</p>	<p>同等品として認めます。</p>
7	<p>仕様書の「5 特記事項」に記載されております、既存スチール二段ベッド49台の解体・搬出（引き取り及び処分）作業につきまして質問いたします。作業の安全性および効率化のため、新規ベッドの納入日とは別の日に先行して（事前撤去として）実施することは可能でしょうか。それとも、施設利用の都合等により、新規納入と同日中に「入れ替え作業」として行う必要がありますでしょうか。</p>	<p>施設利用の状況との調整が必要になりますが、日程次第では別日に行っていただくことは可能です。</p>
8	<p>仕様書の「4 調達物品」には「既存のマットレス（縦200cm、横95cm）が継続使用できるもの」との記載がございます。本案件の調達範囲は「二段ベッド本体のみ」であり、新規のマットレスの納入は不要（見積もりに含めない）という認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
9	<p>仕様書の「5 特記事項」における既存二段ベッド49台の引き取り及び処分を行う際、現在使用されている「既存のマットレス」も我々受注者の責任で処分（廃棄）する必要があるのでしょうか。それとも、既存マットレスは施設側で保管・継続使用されるため、処分対象は「ベッド本体のみ」という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>既存マットレスを継続して使用するため、処分対象は「ベッド本体のみ」です。</p>